

保育における健康と安全の取り扱いに関する一考察

今井 康晴

A Study on Handling of Health and Safety in Early Childhood care and Education

Yasuharu Imai

要 旨

本研究では、保育者を目指す学生、保育者や保護者の「健康」と「安全」に関わる取扱いについて検討した。周知のように幼稚園教育要領、保育所保育指針の健康領域において取り扱われているが、本研究では幼児教育、保育に関わる内容の再考も含め、健康に関する定義や法規、保育内容のなかでの健康の取り扱い、現代に求められる「健康」と「安全」に焦点を当てた。これらをふまえ、一般常識的な「健康」と「安全」に対する概念から、より保育に特化した健康と安全について検討した。

キーワード：保育、健康、安全

はじめに

日本国憲法第二十五条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されているように、「健康」という文言は、国民の権利として保障されるべき事柄である。無論、それは乳幼児も当てはまるわけであるが、乳幼児自身が生活を営む権利を行使するのではなく、保護者ないし保育者に健康で文化的な生活を委ねている状態といえよう。

そして乳幼児の場合、健康の他にも、それと対になる「安全」という概念も重視されなければならない。乳幼児が安全な生活を自らが創り出すことを念頭に置きつつも、保護者や保育者は乳幼児の安全な行動、活動、生活への細心の注意や配慮が求められている。

本研究では、保育者を目指す学生、保育者や保護者の「健康」と「安全」に関わる取扱いについて検討した。周知のように幼稚園教育要領、保育所保育指針の健康領域において検討されているが、本研

究では幼児教育、保育に関わる内容の再考も含め、健康に関する定義、法規、保育内容のなかでの健康の取り扱い、現代に求められる「健康」と「安全」に焦点を当てた。これらをふまえ、一般常識的な「健康」と「安全」に対する概念から、より保育に特化した健康と安全について検討した。

1. 健康と安全に関わる定義

本研究における健康と安全に関わる論理的根拠として、WHO（世界保健機構）における安全を参照する。健康の定義についてWHO憲章では、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること⁽¹⁾」と示している。つまりWHOにおける健康の定義は、肉体的なものとしてケガ、疾病が無い状態であること、精神的なものとして、心の病、ストレスがない状態であること、社会的なものとして、安心、安全な生活を送

れるということが指摘される。

そして健康という状態は静的なものではなく、動的なものであり、ゆえに疾病との連続性のなかで論じられ、加えて心の健康状態についても、生活の質の向上において必要不可欠なモノとして提案される⁽²⁾。さらに、WHOでは、医療に限定されず幅広い分野において、健全で安心安全な生活を確保するための取り組みが行われている。乳幼児の健康と安全について論じるうえでも、まさに医療に限定されない幅広い分野の一つとして提案される。

次に、教育基本法第一条において「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と明記する。教育の目的として「心身ともに健康な国民」を強調されており、教育者はその実現に尽力しなければならない。

幼稚園教育では、学校教育法第23条の1において「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」とされる。ここでも、健康について重視しているが、幼稚園教育の場合、「安全」という文言を使用し「健康」と「安全」という一対の概念として表される。

このように健康と安全に関わる定義をふまえると、健康と言う文言はWHO憲章でも、また教育に関わる法規などでも散見され、一般化されている。しかし、「健康」と「安全」という概念では、学校教育法では幼児教育の範囲で語られている。つまり、安全という文言の適用は、教育のなかでも乳幼児に特化した内容として認識することができる。

2. 幼稚園教育要領と保育所保育指針における「健康と安全」

(1) 幼稚園教育要領における「健康と安全」

それでは、健康と安全を幼児教育のガイドラインとなる幼稚園教育要領から検討する。まず健康に対する取り扱い、周知のように健康、人間関係、言葉、

環境、表現という5領域の一つに挙げられる。このことから健康への重要度がうかがい知れるところである。幼稚園教育要領では、健康領域について「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う⁽³⁾」とする。加えて、ねらいとしては(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう、(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする、(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けるという3点を示す⁽⁴⁾。

ここで重要な観点としては、幼稚園教育要領は学校教育法をふまえ、「健康で安全な生活」として健康と安全を一体として捉えていることである。ねらいでは3つあるうちの2つが運動に関わる要点となっており、(3)において、健康、安全な生活に必要な習慣や態度として詳細に示している。次に、内容においては10項目あるなかで健康という文言を使用した項目として、(6)健康な生活のリズムを身に付ける、(9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行うとなっている⁽⁵⁾。そして安全という文言を使用した項目は、(10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動すると示される⁽⁶⁾。

また内容の取り扱いでは、同じように健康と言う文言を使用した項目として、「(1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること⁽⁷⁾」、「(4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること⁽⁸⁾」と示される。次に安全という文言を使用した項目では「(2)様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさ

を味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること⁽⁹⁾」と示される。

以上の具体的な内容、またその取扱いにおいては、項目のそれぞれで健康や安全に関わる内容となっている。健康では、園生活、家庭生活、社会生活という生活を基盤とし、その中での健康に対する習慣、体験や活動、食育などを重視した。安全では、健康を目的とした体験や活動を念頭に置き、そのなかでの心構えを重視した。

生活を基本とすることに異論はないものの、生活習慣と健康、運動経験と健康、食と健康という具体的な内容をふまえても安全に対しては控えめな表記の印象である。その理由として、安全な環境を創り出す保育者や保護者によるものであり、子ども自らが安全に対する意識を育ませるといった目的を前提とするため、心情面での育ちの具体性を追求することは困難であろう。

最後に、「指導計画の作成に当たっての留意事項」、「1 一般的な留意事項」では、「(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々な経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること⁽¹⁰⁾」と示される。また、「2 特に留意する事項」、「(1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること⁽¹¹⁾」が示されている。

これらをふまえると幼稚園では、保育者の配慮と

しても生活を基盤にし、生活をする上での安全という観点を強調した。ゆえに、危険予測や交通事故や災害などリスクマネジメントの要点も教育的内容として配慮されていた。

(2) 保育所保育指針における「健康と安全」

次に保育所保育指針における「健康と安全」について検討する。まず「3 保育の原理」、「(1) 保育の目標」、「(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと⁽¹²⁾」と示される。そして「(2) 保育の方法」では「イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること⁽¹³⁾」とする。「(3) 保育の環境」では「イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること⁽¹⁴⁾」と明記された。このように保育所保育指針では、保育の目標、方法、環境という保育活動に当たるうえでの中心的な項目の中で、健康、安全が取り扱われている。

そして、幼稚園教育要領との差異として保育所では0歳から入所可能となっている。そのため養護と教育を一体的に行うことが求められる。この養護という側面では、乳幼児の生命の保持、情緒の安定をはかるために行う援助を示している。例えば、保育所保育指針では、「養護に関わるねらい及び内容」として「(ア) ねらい」の中で「② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする」とする。これをふまえた内容では、「① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。② 家庭との連絡を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする⁽¹⁵⁾」。このような内容の背景には、とりわけ0

歳~2歳の乳幼児に必要な保育が挙げられる。例えば子どもの排泄をみると、乳幼児ではオムツを交換することが重要であり、そのこと自体は健康に必要なことである。幼稚園の場合、排泄の自立が基盤となる為、より教育的な側面が重視されるのである。

また保育所保育指針では「第5章 健康及び安全」として「健康」と「安全」という一対の文言を使用し取り扱われている。第5章では、「子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である¹⁶⁾」とする。そのうえで、「1 子どもの健康支援」として、子どもの健康状態と発育、発達状態を把握することが示される。保育者が継続的に子どもの発達について把握することはもとより、保護者との連携も重視され、子どもの疾病、疾患に対する理解を共有も求められる。反対に、保護者の不適切な養育についても適切な対応が求められる。健康増進という観点では、保育者が子どもの健康に関する知識を深め、それを保健計画に反映させることが肝要となる。その際に健康診断や3歳児健診など各種診断結果を記録し日常の保育活動に生かすことが求められる。

そして、「2 環境及び衛生管理並びに安全管理」では、保育室などの環境（温度、湿度、換気、採光、音など）への適切な配慮、子どもの清潔にかかわる配慮、保育中の事故防止に対する配慮、災害や事故に備えた避難訓練の実施や不審者への対応などが求められる。そして「4 健康及び安全の実施体制等」では、こうした健康や安全に対する理解や配慮を全職員が認識し、年間を通して計画的に取り組むことが求められる。その際に保護者との連携、地域の関係機関との連携や協力も求められる。

以上、幼稚園教育要領、保育所保育指針では、子どもの生活とそれに付随する保育活動において「健康」と「安全」が重視される。ゆえに子ども自

身が自らの心と体の健康を成長させるような心情や態度が求められている。保育者もこれに付随し、健康への配慮、安全への指導などが重視されるのである。その際に、「健康」と「安全」の両側面から統一的に捉えるべき問題ではあるものの、「安全」についての保育者の注意すべき保育内容、保育課程と保育内容、保育課程以外の点での「安全」への配慮という観点も忘れてはならない。

3. 「健康」と「安全」を反映した保育

それでは、実際に「健康」と「安全」を検討した際に、安全な保育環境を前提とした「保育の質」ということが挙げられる。このとき「保育の質」として園生活のなかでの子どもの基本的な生活習慣の向上が挙げられる。例えば、外遊びから戻ってきたとき、食事の前に手洗い、うがいをする、風邪をひいたらマスクをつけるなど、日常生活に則った形で、生活の基本的な習慣化された方法を子どもたちに習熟させることが示唆される。

換言すれば、つまり食事、睡眠、衣服の着脱といった衣食住に、排泄、清潔など生活に必要な行為が直接、「健康」や「安全」に関係するのである。これらの観点を保育に反映させる場合、幼稚園教育要領や保育所保育指針に則り適切な保育が求められるが、一方で、保育者に依存した様式（オムツの着脱、衣服の着替えなど）から、子どもたちが自立・自律し、社会化していく過程を援助、支援することも重要であるし、運動遊びなどでの「育ち」を支援することも求められる。

しかし、子どもへの安全への安全配慮では、保育所保育指針解説書において次のように指摘される。

子どもの健康と安全は、大人の責任において守らなければなりません。子どもも自らが、健康と安全に関する知識と技術を身につけていくことも大切です。¹⁷⁾

このことをふまえると、保育者だけが安全に配慮

するのではなく、むしろ子ども自身が安全の自覚を持つことが最優先されるべきであろう。同時に、保育者や保護者でなければ達成されない安全な環境と言うのも存在するであろう。その場合、園庭にある固定遊具の管理、動線を踏まえた配置などにおける物的ハザードと人的ハザードという観点が挙げられる。

物的ハザードとは、遊具の構造、施工、維持管理の不備によるものを指す。例えば、ブランコ、滑り台などの遊具の動線が交錯した不適切な配置、遊具の高低差、隙間、突起など設計、構造の不備、腐食、摩耗、劣化、ネジのゆるみなど不十分な維持管理状態が挙げられる。

人的ハザードとは、ふざけて押ししたり、突き飛ばしたりするなど不適切な行動、遊具の不適切な利用、年齢制限のある遊具で、それを守らないこと、フードのついた衣服、マフラー、サンダルなど不適切な服装などが挙げられる。

こうした人的、物的ハザードは保育者が注意していても、起こりうる危険であるため、日常生活から注意喚起を促すと同時に、事例を用いた保育も求められるところである。

伊藤ら(2014、2015)の研究では、子どもの安全意識を高めるため、保育者のヒヤリハット、危険感受性を基に塗り絵教材とシナリオを作成し、その適用の研究が進められている。伊藤らは日常の保育における危険な遊びの描画抽出し、それらを教材として用いることで、最初に描画の場面に注目させ、危険な行為に気づかせ、そこから導かれる危険な結末との間の「不適切な危険行為-事故の結末」という時系列的な関係を理解させ、それに基づいて回避策を説明・指導することを提案するのであった¹⁸⁾。

4. 「健康」と「安全」の学生への取り扱い

さて、以上の保育における「健康」や「安全」への配慮において、重要なことは排泄が一人でできた、一人でボタンがはめられるようになったという結果もさることながら、保育者や保護者に援助され出来

たことが、自己肯定感や生活への自立に直結するのである。

また安全管理では、「何をハザードとするか」ということを保育者間で共通理解することである。加えてその理由も子どもに伝え、理解させることも肝要であろう。

例えば、「高台から飛び降りる」という行為に対して、A保育者は「危ない!」という指導を行ったが、B保育者は「高い所からジャンプ出来て凄い!」という指導を行った。この場合、子どもはどちらの保育者の指導を聞き入れるべきか混乱することになり、保育者への不信感へと繋がりがかねない。ではリスクマネジメントの観点から「危ない!」と言う指導が正しいかというと、そればかりではない。危険を排除するあまり、子どもにとって魅力のない園庭になってしまえば、魅力ある保育活動、質の高い保育には繋がらない。そのために、「なぜ」、「どうして」高台から飛び降りてはならないかを説明し、理解するスキルも求められる。

そして、保育内容や保育指導に関するリスクマネジメントの他にも、安全な環境を維持するための観点も必要であろう。例えば、現代的な問題として児童ポルノの問題はどうだろう。2014年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態、また児童の性的な部位が露出され強調されているもの、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの写真、電磁的記録媒体などの単純所持を禁止した。こうした社会の動きに合わせ、幼稚園、保育所でも水遊び、運動会、お遊戯会といった保育活動での盗撮を未然に防ぐ手立てを検討することも求められ、防犯カメラの設置や見回りなど、園の安全な環境を保持する施策が重要である。

しかしながら、限りある経済的、人的資源の中で運営していくことの課題も指摘される。その際に園内研修など各種研修を活用し、交通安全や保健に関わる対処法の熟考と同時に、児童ポルノなど新たな課題や問題へのアプローチやリスクマネジメントを取り上げることも必要ではないだろうか。

まとめ

以上、幼児教育、保育における「健康」と「安全」において検討した。幼稚園教育要領や保育所保育指針における「健康」と「安全」では、それぞれ教育と保育と言う観点で捉えられるものの、概ね共通した理解となっていた。しかし、課題となるのは、現実に保育者として「健康」と「安全」を実践した場合に、単なるリスクマネジメントで終わる問題ではなく、子どもへの向き合い方、子どもの成長、発達に寄与する保育内容や方法が求められるのである。そのことを健康指導法などの科目において学生に教授する場合、ロールプレイングやヒヤリハットの映像を見せることなどの方法も重要である。

そして、学生が意図をもって子どもの「健康」と「安全」に取り組むような視点を持たせることが必要なのではないだろうか。

参考文献

- 宮崎豊・田澤里喜 (2014) 『健康の指導法』 玉川大学出版
- 渡邊晴美 (2015) 「保育内容『健康』の教育内容と方法に関する一考察」 『福岡女学院大学紀要』 47-53頁
- 伊東知之・大野木裕明・石川昭義 (2014) 「子どもの安全意識を高めるための塗り絵教材の開発的研究」 『仁愛大学研究紀要』 57-72頁
- 伊東知之・大野木裕明・石川昭義 (2015) 「子どもの危険感受性を育てるための問題解決型教材の開発」 『仁愛大学研究紀要』 59-71頁
- 井狩芳子 (2015) 『保育内容 健康-大人から子どもへつ

なく健康の視点』 萌文書林

松野敬子 (2013) 「遊具の安全基準におけるリスクとハザードの定義に関する一考察」 『社会安全学研究』 51-73頁

鈴木隆編 (2012) 『保育内容健康』 大学図書出版

(Endnotes)

- (1) 日本WHO協会ホームページ<http://www.japan-who.or.jp/commodity/kenko.html> (2017/1/9 参照)
- (2) 同上 日本WHO協会ホームページ
- (3) 文部科学省 (2008) 『幼稚園教育要領』 フレーベル館 6頁
- (4) 同上 6頁
- (5) 同上 6-7頁
- (6) 同上 7頁
- (7) 同上 7頁
- (8) 同上 7頁
- (9) 同上 7頁
- (10) 同上 13-14頁
- (11) 同上 15頁
- (12) 厚生労働省 (2008) 『保育所保育指針』 フレーベル館 5頁
- (13) 同上 6頁
- (14) 同上 6頁
- (15) 同上 13頁
- (16) 同上 27頁
- (17) 厚生労働省 (2008) 『保育所保育指針解説書』 フレーベル館 149頁
- (18) 伊東知之・大野木裕明・石川昭義 (2014) 「子どもの安全意識を高めるための塗り絵教材の開発的研究」 『仁愛大学研究紀要』 64頁

(いまい やすはる) 東京未来大学